

垂水市有財産売却

一般競争入札実施要領

令和6年度

大野地区市有林の林産物売買

令和6年6月

垂水市教育委員会社会教育課

市有財産売却手続きの流れ（一般競争入札）

1 入札説明書交付

- 期間 令和6年6月17日（月）～令和6年6月28日（金）
- 場所 垂水市役所財政課契約・財産管理係（本庁舎2階）
又は、垂水市ホームページからダウンロード

2 物件の確認

- 入札説明書の物件調書を参考に、必ず現地確認してください。
- 現場案内 日時 令和6年6月25日（火）午前10時
集合場所 旧大野小中学校
- ※ 詳細は実施要領「5 物件の確認」、「6 現場案内」のとおり。

3 入札参加申込書受付

- 期間 令和6年7月1日（月）～令和6年7月5日（金）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- 場所 垂水市役所財政課契約・財産管理係（本庁舎2階）
- ※ 持参又は、郵便により申込（必着）
- ※ 添付書類は実施要領「3 入札参加申込（3）添付書類」のとおり。

4 入札（開札）

- 日時 令和6年7月26日（金）午後2時
- 場所 垂水市役所 本庁舎3階 第1会議室
- ※ 入札受付の際、入札保証金（入札金額の5%以上）を納付していただきますが、免除できる場合があります（垂水市契約規則第6条）。

5 契約書等の提出

- 期限 令和6年7月31日（水）
- 場所 垂水市役所財政課契約・財産管理係（本庁舎2階）
- ※ 契約の際、印鑑証明書、契約書に必要な収入印紙等は落札者の負担となります。
- ※ 実施要領「12 契約の締結」のとおり。

6 売買代金の支払

- 期限 納入通知書により指定した期日（契約の翌日から60日以内）
- ※ 実施要領「13 売買代金の支払方法」のとおり。

○ 一般競争入札実施要領

1 入札物件	P 1
2 入札に参加するものに必要な資格	P 1～2
3 入札参加申込	P 2～3
4 入札参加資格の確認	P 3
5 物件の確認	P 3
6 現場案内	P 3～4
7 入札日時及び場所	P 4
8 入札保証金の納付	P 4
9 入札方法等	P 4～5
10 入札の際の持参品	P 5～6
11 入札の無効	P 6
12 契約の締結	P 6
13 売買代金の支払方法	P 6～7
14 所有権の移転等	P 7
15 用途の制限	P 7
16 入札者又は落札者がなかった場合について	P 7
17 その他	P 7
18 お問合せ先	P 7～8

(参考) 地方自治法施行令、印紙税額表 P 9

(様式) 大野地区市有林の林産物売買に係る現場案内参加申込書 (様式第1号) P 10

入札参加申込書 (様式第2号) P 11

入札参加資格確認通知書 (様式第3号) P 12

物件確認書 (様式第4号) P 13

A票 (納入通知書兼領収書) P 14

入札保証金返還請求書 (様式5号) P 15

委任状 (様式第6号) P 16

入札書 (様式第7号) P 16

入札辞退届 (様式第8号) P 17

落札決定通知書（様式第9号）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19～29

一般競争入札実施要領

1 入札物件

入札物件は、以下のとおりです。

- (1) 入札物件 入札物件明細書のとおり
- (2) 所在地 垂水市田神字大羽重 3562-1
垂水市田神字大羽重 3605-1
垂水市田神字大羽重 3763-1
- (3) 入札物件明細書

物件番号	区分	樹種	面積	本数	材積	搬出期限	最低売却価格	備考
1	立木	スギ	4.97ha	5,588本	4,924.93 m ³	契約物件引き渡し後24か月以内	10,860,000円 (消費税抜き)	・32-ア-10ア ^エ ・32-ア-23ア ^ケ , ジ ^セ ,タ,チ
		ヒノキ	0.42ha	403本	199.48 m ³			
		計	5.39ha	5,991本	5,124.41 m ³			

※ 本数及び材積については、林内の一部を調査して全体の数量を算出する「標準地調査法」で実施しています。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（9頁参照）の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県内に事業所を有すること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団対策法第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 入札物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

キ 入札物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

(5) 素材生産業、木材製造業(木材チップ製造業を含む)又は木材卸売業を営んでいる者
なお、上記業を営む者の確認は次の各号のいずれかによることとする。

ア 過去2年以内の素材生産業、木材製造業(木材チップ製造業者を含む。)又は木材卸売業における売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し

イ 素材生産業、木材製造業(木材チップ製造業を含む。)又は木材卸売業を営む者で構成される団体又は会社の場合は直近年度の決算書の写し

ウ 他都道府県において木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録を受けている場合はその登録書の写し

エ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業事業体改善計画の認定を受けた事業体(以下、認定事業体という。)の場合は知事による認定通知書の写し。ただし、営業内容において素材生産業、製材業及び木材流通業のいずれか一つを含む認定事業体に限る。

オ 鹿児島県林材協会連合会所属員証の写し

カ その他これらに準じる書類の写し

3 入札参加申込

入札に参加する方は、「入札参加申込書（様式第2号）」（11頁）に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えてお申し込みください。

(1) 交付期間

令和6年6月17日（月）から令和6年6月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(2) 受付期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※ 持参又は、郵便により申込（必着）

(3) 交付場所・受付場所

垂水市役所 財政課 契約・財産管理係（本庁舎2階）

(4) 添付書類

ア 「物件確認書（様式第4号）」（13頁）

イ 法人：登記簿謄本又は登記事項証明書

個人：住民票（の写し）

ウ 市町村が発行した直近の納税証明書（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、法人市民税等に対する滞納のない証明）

エ 2(5)に記載の確認書類

（注意事項）

① 提出書類の作成に要する費用は、全て申込者の負担とします。

② 添付書類は、返却及び公表を行わず、契約事務のみに使用し、他の用途には使用しません。

③ 法人の登記簿謄本等、住民票、納税証明書は、申込期限の3か月前までに発行されたものを添付してください。

(5) その他

入札参加申込後、都合により入札に参加できなくなった場合は、「入札辞退届（様式第8号）」（17頁）を提出してください。

4 入札参加資格の確認

入札参加申込をされた方には、審査後「入札参加資格確認通知書（様式第3号）」（12頁）により結果を通知します。

5 物件の確認

物件については入札物件明細書に概略を記載していますが、物件は現状有姿での引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認し、法令等に基づく規制や諸条件等について関係機関へ問い合わせるなどの調査を行ってください。

なお、現物と入札物件明細書の数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

6 現場案内

参加を希望される方は令和6年6月21日（金）までに垂水市教育委員会社会教育課社会教育係に、大野地区市有林の林産物売買に係る現場案内参加申込書（様式第1号）により、直接又は、FAX（0994-32-1525）で申し込んでください。

・ 日時 令和6年6月25日（水） 午前10時から

- ・ 集合場所 旧大野小中学校
(住所：垂水市田神字大羽重 3752)

7 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年7月26日(金) 午後2時
- (2) 入札受付 垂水市役所 本庁舎3階 第1会議室
- (3) 入札場所 垂水市役所 本庁舎3階 第1会議室

8 入札保証金の納付

- (1) 入札金額(消費税抜き)の100分の5以上に相当する金額(1円未満の端数は切り上げる。)を、入札日当日の午前9時から午後1時30分までの間に、垂水市役所本庁舎1階会計課にて「A票(納入通知書兼領収書)」(14頁)にてお支払ください。
- (2) 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後「入札保証金返還請求書(様式第5号)」(15頁)をご提出ください。指定の口座に速やかに還付します。
ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。
- (3) 落札者が提出期限(令和6年7月31日)までに契約書を提出しない場合、落札は無効となり、納付された入札保証金は垂水市に帰属することになります。
- (4) 入札保証金の納付は、入札保証金納付書に現金又は入札保証金に代えて提供させることのできる市長が確実と認める担保として次の書類を添えて行うものとします。
ただし、保険会社との間において垂水市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した保険証券を提出する場合又は入札に参加しようとする者が過去2か年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と当該一般競争入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)は入札保証金の納付を免除することがあります。
 - ① 政府の保証のある債券
 - ② 契約担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手
 - ③ 契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書きをした手形
 - ④ 郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書(差出人が受取人を指定しないものに限る。)

9 入札方法等

- (1) 受付及び入札保証金の納付

入札の受付は、入札開始時間の30分前から行います。午後1時30分までに垂水市役所本庁舎1階会計課にて入札保証金を納付してください。

※ 入札開始時間までに受付完了していない場合は入札に参加できませんので、入札開始時間の 15 分前までには必ず受付にお越しください。なお、代理人により入札する場合は、受付の際、「委任状（様式第 6 号）」（16 頁）を提出してください。

(2) 入札方法

① 「入札書（様式第 7 号）」（16 頁）に入札金額（見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額）、入札者の住所・氏名を記入のうえ、本人の印鑑を押印してください。

ただし、代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印を押印し、本人の印は不要です。

② 入札金額の記入は、算用数字を使用してください。**なお、最初の数字の前に「¥」を記入すると無効の入札となりますのでご注意ください。**

③ 提出された入札書は、その理由の如何にかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

※ 入札締切後、直ちに開札します。

(3) 落札者の決定方法

① 開札の結果、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格で入札した方を落札者とします。

② 落札者となる同価格の入札者が 2 名以上あったときは、くじによって落札者を決定します。なお、くじは辞退することができません。

(4) 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（所在地、入札物件一覧に記載している情報等）を公表します。

10 入札の際の持参品

(1) 入札参加資格確認通知書（様式第 3 号）

(2) 委任状（様式第 6 号）

① 本人が入札に参加される場合は、委任状は不要です。

② 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、本人（委任者）の印鑑を押した委任状を提出してください。

(3) 印鑑

入札書に押印する本人の印鑑を持参してください。ただし、代理人が入札する場合は、本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。

(4) 入札保証金及び A 票（納入通知書兼領収書）

入札当日の午後 1 時 30 分までに、入札金額の 100 分の 5 以上（1 円未満切上）の入札保証金を垂水市役所本庁舎 1 階会計課にて納付していただきます。（A 票については、事前にお手元に送付される書類に同封されています。）

(5) 入札保証金返還請求書（様式第 5 号）**（※入札保証金が免除とならなかった応札者で入札保証金を納入された方のみ）**

入札保証金返還請求書は、落札されなかった方が入札保証金の還付を受ける際必要と

なります。

- (6) 入札書（様式第7号）
- (7) 筆記用具（黒の消せないボールペン又は万年筆）

11 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札金額が予定価格に満たない入札
- (3) 同一物件に対し2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む）による入札
- (4) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人として入札したとき
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (8) 民法第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (9) 入札保証金の納付が必要となる者で、納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

12 契約の締結

- (1) 落札者は、令和6年7月31日（水）までに契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び収入印紙、課税事業者若しくは免税事業者である旨の届出書）を提出してください。（収入印紙の額は9頁に記載してあります。）
- (2) 契約の際に、契約金額の10%以上の契約保証金を納付していただきます。（契約時に売買代金を一括払いする場合は、契約保証金は不要です。）なお、納入いただいた契約保証金は売買代金に充当します。
- (3) その他
「売買契約書（案）」は、19頁～29頁に記載しています。

13 売買代金の支払方法

支払方法は、次の(1)又は(2)のいずれかになります。

- (1) 売買契約時に売買代金を一括納付する方法
※ この場合、契約保証金は不要です。
- (2) 売買契約締結と同時に契約保証金（契約金額の10%以上の金額）を納付し、残金を垂水市が指定する期日（契約の翌日から60日以内）までに納付する方法
※ 売買代金を垂水市が指定する期日までに支払わなかった場合には、契約は解除とな

り、契約保証金は垂水市に帰属することになりますのでご注意ください。

※ 売買代金の分割納入はできません。

14 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権移転があったものとし、物件を引き渡すこととします。

15 用途の制限

落札者と売買契約を締結する際、次の条件が付されますので、これらの定めに従っていただくことになります。

(1) 用途の制限

ア 風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はそれに類するものの使用

(2) 違約金の徴収

上記に違反又は、契約を解除された場合は、売買代金の10%に相当する金額を違約金として垂水市に支払わなければならない。

16 入札者又は落札者がなかった場合について

本件の一般競争入札において入札者又は落札者がなく、契約の相手方が決定しなかった場合は、後日再公告をしてから先着順により随時売却します。

17 その他

(1) 地盤に関する調査は行っておりません。伐採、搬出及び作業に起因する事故、災害における原状回復等に係る諸費用は、購入者の負担となります。

(2) 本実施要領に定めのない事項は、垂水市契約規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。

18 お問い合わせ先

入札・契約に関すること 垂水市財政課 契約・財産管理係

(電話 0994-32-1111 内線 222 F A X 0994-32-6625)

売買に関すること 垂水市教育委員会社会教育課 社会教育係

(電話 0994-32-0224 F A X 0994-32-1525)

垂水市農林課 林務耕地係

(電話 0994-32-1111 内線 200、242 F A X 0994-32-6625)

(参考)

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

印紙税額表

契約金額		印紙税額
10 万円を超え	50 万円以下のもの	200 円
50 万円を超え	100 万円以下のもの	500 円
100 万円を超え	500 万円以下のもの	1,000 円
500 万円を超え	1 千万円以下のもの	5,000 円
1 千万円を超え	5 千万円以下のもの	10,000 円
5 千万円を超え	1 億円以下のもの	30,000 円

※ 上記の印紙税額は、令和 9 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについて定められたものです。

様式第1号

令和 年 月 日

垂水市教育委員会社会教育課 御中

事業者名
担当者名
電話番号
E-mail

大野地区市有林の林産物売買に係る現場案内参加申込書

現場案内（令和 年 月 日 開催予定）について、次のとおり出席者を報告します。

所属（会社名等）	役職名	氏名

入札参加申込書

令和 年 月 日

垂水市長 尾脇雅弥 様

申込者 住所

氏名

印

電話

令和 年 月 日に実施される下記の垂水市有財産売却一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

また、入札参加にあたり、一般競争入札実施要領（入札説明書）に記載されている、入札に参加する者に必要な資格を有する者であることをここに誓約します。

記

物件番号	所在地
	垂水市

(添付書類)

- 1 法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し
- 2 納税証明書

(注意事項)

共有名義で申込む場合は、申込人欄に各名義人を連記してください。

入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

垂水市長 尾 脇 雅 弥

先に申込みのあった垂水市有財産の売買契約に係る入札参加資格について確認しましたところ、当該一般競争入札の参加者と決定いたしましたので通知します。

記

- 1 申込物件
物件番号 _____ 所在地 垂水市

- 2 入札日時 令和 年 月 日 (金) 時
(入札開始時間の30分前から受付を行います。 時 分までに垂水市役所本庁舎1階会計課にて入札保証金を納付してください。)

- 3 入札場所 垂水市上町114番地
垂水市役所 本庁3階 第1会議室

- 4 受付場所 垂水市役所 本庁3階 第1会議室

※ 入札にあたっては、入札説明書を十分お読みのうえ持参品等に漏れないようにしてください。

※ 入札の際は、本状をご持参ください。

(問い合わせ先)

垂水市役所 財政課 契約・財産管理係

TEL 0994-32-1111 (内線222)

物 件 確 認 書

令和 年 月 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥 様

(申込者) 住 所

氏 名

印

令和 年 月 日執行の垂水市有財産売買契約に係る一般競争入札において、私が入札に参加する下記物件の法令に基づく規制、現状及びその他諸条件について十分確認いたしました。

よって、後日これらの事項について垂水市に対し、一切異議、苦情等の申し立ては行いません。

記

物件番号	所 在 地
	垂水市

A票（納入通知書兼領収書）

① ・取り扱うところ……鹿児島銀行本支店、収納代理機関、新城・牛根支所、市役所内公金取扱所
 ・領収印を押して、お返しした領収書は、後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。
 ・明細等が必要な場合は説明欄に記入のこと。 (A票)

納入通知書兼領収書

令和 6 年度	会 計	一 般	国 保	交 通	市 場	老 保	老 健	漁 集	介 護	排 水	後 期	奨 学 金	(納 部 金)
予 算 目 科	款 03	項 01	目 01	節 01	細 節 01	課 名 財政課 契約・財産管理係							
発 行 番 号		納 付 者											
第 号		殿											
金 額		円											
説 明 欄		上記の金額を令和 年 月 日までに納めて下さい。											
大野地区市有林の 林産物売買		令和 年 月 日 垂 水 市 長											
入札保証金		領 収 印											
上記の金額を領収しました。		垂水市指定金融機関											

垂水市 A票

切り取り線

② (A票)

収納済通知書

令和 6 年度	会 計	一 般	国 保	交 通	市 場	老 保	老 健	漁 集	介 護	排 水	後 期	奨 学 金	(納 部 金)
予 算 目 科	款 03	項 01	目 01	節 01	細 節 01	課 名 財政課 契約・財産管理係							
発 行 番 号		納 付 者											
第 号		殿											
金 額		円											
説 明 欄		上記の金額は収納済みにつき通知します。											
大野地区市有林の 林産物売買		垂水市会計管理者 殿											
入札保証金		領 収 済 印											
垂水市指定金融機関													

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

垂水市長 尾脇雅弥 様

(申込者) 住 所

氏 名

下記の入札保証金の返還を請求します。

1 請求する入札保証金 一 金 円也

2 件名

物件番号	所 在 地
	垂水市

3 入札日 令和 年 月 日

4 振込先 銀行名

口座番号 1・普通 2・当座 NO.

様式第6号

委 任 状

私儀

住所

今般都合により 氏名 _____ 印 を代理人と定め、下記事項の入札
に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

大野地区市有林の林産物売買

住 所

氏 名

印

垂水市長 尾 脇 雅 弥 殿

様式第7号

入 札 書	
一金	円也
入札事項	大野地区市有林の林産物売買
上記のとおり入札します。	
令和 年 月 日	
契約担当者	
垂水市長 尾 脇 雅 弥 殿	住 所
	氏 名
	代理人 印
(注)入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。	

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知

印

入 札 辞 退 届

入 札 事 項 大野地区市有林の林産物売買

下 記 理 由 に よ り 入 札 参 加 を 辞 退 し ま す 。

理 由

令 和 年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

垂水市長 尾 脇 雅 弥 殿

- 注意
- 1、この届けは、入札執行前には、直接持参するか又は郵送(入札日前日までに到達するものに限る。)にしてください。
 - 2、入札執行中には、この届け又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言のまえに、入札執行者に直接提出してください。
 - 3、やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず提出してください。
 - 4、入札に無断で辞退することがないよう十分御留意下さい。

落札決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

垂水市長 尾脇雅弥

令和 年 月 日に開札しました下記的一般競争入札について、あなた様を落札者とする
ことに決定したので通知します。

つきましては、土地売買契約を締結しますので、令和 年 月 日 ()までに下記の必
要書類等をご持参くださいますようお願いいたします。

記

物件番号	
所在地番	垂水市
価格	円
提出場所	垂水市役所 本庁舎2階 財政課
提出書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 (2通) ・実印 ・印鑑証明書 ※3か月以内に発行されたもの ・契約保証金 (円) ・収入印紙 (円)

なお、契約と同時に、売買代金又は、契約保証金を金融機関に納めていただく必要が
ございます。

売買契約書(案)

垂水市長 尾脇 雅弥(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
との間において、大野地区市有林の林産物売買契約を次の条項により締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- (1) 売買の目的 末尾記載の林産物 (以下「契約物件」という。)
- (2) 売買代金 一金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円
- (3) 契約物件の搬出期限 契約物件引渡後 24 か月以内
- (4) 売買代金の納入期限 契約締結日から 60 日以内
(別途送付する納入通知書の納入期限日まで)
- (5) 契約保証金 一金 円

(売買代金の納入)

第2条 乙は売買代金を前条第4号の売買代金の納入期限(以下「納入期限」という。)までに、甲の発する納入通知書により納入しなければならない。

(遅延利息)

第3条 甲は、乙が納入期限までに売買代金を納入しないときは、納入期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、売買代金の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額(その額が100円未満であるときは、その額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。

(契約保証金の還付期限)

第4条 契約保証金は売買代金が完納されたときに充当するものとする。ただし売買代金を一括納付したときはこの限りではない。

(契約物件の所有権の移転時期)

第5条 契約物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

(契約物件の引渡し期限)

第6条 甲は、特別の事情がない限り、前条の規定により所有権が移転した日から10日以内に、契約物件所在地において、当該契約物件を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の引渡しを受けたときは、速やかに契約物件受領書を甲に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 契約物件に数量、品質等の相違その他契約の内容に適合しないものである場合においても、甲は担保責任を負わないものとする。

(搬出義務及び残存物件の帰属)

第8条 乙は、第1条第3号の契約物件の搬出期限（以下「搬出期限」という。）内に契約物件の搬出を終わらなければならない。

2 乙が搬出期限までに搬出を終わらなかった契約物件は、すべて甲に帰属する。

(搬出期限の延期)

第9条 乙は、やむを得ない事情により搬出期限までに契約物件の搬出が終わらないときは、期限満了の10日前までに搬出期限延期申請書を甲に提出しなければならない。

2 甲は前項の申請があったときは、これを調査し、延期することが適当であると認めるときは、延期日数に応じ売買代金の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞料を徴して、延期を承認するものとする。

3 甲は、既に徴収した延滞料は、当該延期期限満了前に搬出が終わったときにおいてもこれを返還しない。

(標識の保存)

第10条 乙は、契約物件の区域を示す標識木等を滅失し、又は損傷してはならない。

(搬出完了届)

第11条 乙は、契約物件の搬出が終わったときは、速やかに搬出完了届を甲に提出するものとする。

(契約物件の譲渡等)

第12条 契約物件について、甲が使用目的を指定した場合にあっては、乙は、甲の書面による承認を得た場合のほかこれを目的外に使用し、又は第三者に譲渡することはできない。

(危険負担)

第13条 乙は、第5条に規定する所有権移転のとき以後において、甲の責めに帰さない事故又は天災その他不可抗力により契約物件に損害を生じた場合は、乙の負担とする。

(地元協議等)

第14条 乙は、第5条に規定する契約物件の所有権の移転のとき以後において、契約物件の搬出を行う際は、関係機関及び近隣住民等地元関係者と協議、調整等を自らの責任で行い、紛争が生じないように留意しなければならない。

(用途制限)

第15条 乙は、第5条に規定する契約物件の所有権の移転のとき以後において、自ら若し

くは第三者への貸付けにより次の該当する行為をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業への使用。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する使用。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はそれに類するものの使用。

（作業の中止等）

第 16 条 甲は、契約の成立後、法令の規定により又は公用公共用若しくは公益の用に供するため、その他やむを得ない特別の理由により、契約を履行することができないときは、契約物件の伐採搬出その他契約に付随する作業の中止を命じ、当該履行不能の部分につき契約解除又は変更することができるものとする。乙又は乙の使用人が市有林に重大な損害を与え若しくは与える恐れがあるとき又は法令若しくは契約に違反する行為があるときもまた同様とする。

2 乙は、前項後段の場合においてこれによって生じた損害の賠償を甲に請求することはできないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 17 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し一括委託し又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

（契約解除）

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条及び前条並びに第 15 条の規定に違反したとき。
- (2) 契約の解除を申し出て、甲が適当と認めたとき。
- (3) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）法人格を

有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。)が鹿児島県暴力団排除条例(平成 26 年鹿児島県条例第 22 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

(契約の解除及び変更の効果)

第 19 条 契約を解除し、又は変更した場合の効果は、当該解除又は変更の際既に搬出を終わった契約物件に対しては、及ばないものとする。

2 前項の場合において搬出を終わらなかつた契約物件は、甲に帰属し、甲は、これに相当する売買代金を乙に返還するものとする。この場合返還金に対して利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第 20 条 乙の責めに帰すべき理由により、甲が損害を受けた場合において、甲がその賠償を請求したときは、乙はこれを賠償しなければならない。

(施設の設置及び跡地の回復)

第 21 条 乙は、契約物件の伐採、加工、搬出に当たり、土場、搬出道、製炭窯等を設置しようとするときは、期間、規模、位置等を甲に申し出なければならない。

2 乙は、契約物件の搬出期限が満了したとき又は契約が解除されたときは、当該施設を収去し、甲にこの旨を申し出なければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第 22 条 乙は、契約を解除された場合又はこの契約が終了した後において、契約履行中に投じた有益費又は必要費その他の経費を甲に請求しないものとする。

(根株の所属)

第 23 条 乙は、立木の地上部分を買受けたものであり、立木の根株は市に帰属するもの

とする。

(疑義の決定)

第 24 条 本契約の各条項又は本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、法令及び垂水市の条例、規則等の定めるところに従うほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

上記の契約締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲 垂水市

契約担当者 住所 垂水市上町 114 番地
職・氏名 垂水市長 尾脇 雅弥 印

乙 住所

氏名 印

契約物件の表示

- 1 所在地 垂水市田神字大羽重 3562-1
 垂水市田神字大羽重 3605-1
 垂水市田神字大羽重 3763-1

2 契約物件の内容

物件番号	区分	樹種	面積	本数	材積	搬出期限	備考
1	立木	スギ	4.97ha	5,588本	4,924.93 m ³	契約物件引き渡し後24か月以内	・32-ア-10ア [~] エ ・32-ア-23ア [~] ケ,ジ [~] セ,タ,チ
		ヒノキ	0.42ha	403本	199.48 m ³		
		計	5.39ha	5,991本	5,124.41 m ³		

大野地区市有林の林産物売買仕様書

(総則)

第1 この仕様書は、大野地区市有林の林産物売買に適用する。

(契約物件)

第2 契約物件は、垂水市大野地区市有林のスギ、ヒノキの立木とする。
なお、契約物件以外の立木に損傷を与えないこと。

(搬出に係る作業道等の開設)

第3 契約物件の運搬に使用する作業道等の開設については、土地所有者との協議完了後、買受人においてこれを実施する。

(集運材)

第4 契約物件の集運材にあつては、林地等を損傷しないように保護杭・保護さく等の必要な措置を実施する。また、土地の形質を変える場合は、土砂の流出又は崩壊を防止する措置を実施する。
なお、契約物件の搬出完了後、近隣住民から防災措置の要請があつた場合は、買受人において対応する。

(搬出に係る架線等に伴う支障木)

第5 市有林内において契約物件以外の立木で搬出に係る架線等による支障木が生じた場合は、市及び買受人との協議を行うこと。

(搬出期限)

第6 搬出期限は、契約物件引き渡し後24か月以内とする。

(枝条残材の整理)

第7 伐採跡地は再造林を行う予定であることから、持ち込んだ機械を活用して地拵えを実施すること。

(搬出完了の届出)

第8 契約物件の搬出を完了したときは、速やかに搬出完了届を提出すること。

(跡地検査)

第9 契約物件の搬出期間が満了したとき又は、搬出完了届が提出されたときに、跡地検査を行う。

(事故・災害における原状回復)

第 10 契約物件の運搬に使用する公道等の維持補修及び搬出期間内に発生した地震、台風等の天災により被災した公道やその他施設における原状回復については、買受人においてこれを実施する。

(その他)

第 11 契約書及び仕様書に定めのない事項については、森林法、その他法令及び垂水市森林整備計画、垂水市契約規則等に定めるところによる。

契約物件受領書

1 所在地

2 物件内容

区分	林小班 又は番号	樹種	本数 (本)	材積 (m ³)	引渡 年月日	担当者 職氏名	備考
立木							
	計						

上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

買受人
住所
氏名

印

垂水市長 尾脇 雅弥 殿

令和 年 月 日

垂水市長 尾脇 雅弥 殿

買受人
住所
氏名 印

搬出期限延期申請書

下記のとおり契約物件の搬出を延期して下さるよう申請します。

記

- 1 所在地
- 2 売買代金 一金 円(うち地方消費税 円)
- 3 契約による搬出期限 令和 年 月 日
- 4 搬出延期期限 令和 年 月 日まで(日間)
- 5 延期料 一金 円
- 6 延期を必要とする理由
- 7 延期料の減免を受けようとするときはその理由
- 8 搬出の状況
 - (1) 搬出済数量 m^3
 - (2) 搬出未済数量 m^3

令和 年 月 日

垂水市長 尾脇 雅弥 殿

買受人
住所
氏名

印

搬出完了届

下記のとおり契約物件の搬出を完了したのでお届けします。

記

- 1 所在地
- 2 搬出期限 令和 年 月 日
- 3 搬出延期期限 令和 年 月 日
- 4 搬出完了 令和 年 月 日
- 5 設置した施設の収去状況
- 6 跡地の状況
- 7 市有林に損害を及ぼしたときはその理由及び明細